

学校いじめ防止基本方針

「いじめの定義」

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」といじめを定義する。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ生徒はいない」との認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「日野市立日野第四中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の2つのポイントをあげる。

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

・いじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導を徹底する。

○生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

・加害者・被害者・傍観者・教師の構造の中でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア いじめに関する授業を年3回以上実施する。

イ 日常的に校内巡視を行い、生徒の小さなサインを見逃さず、積極的に声をかけ、経過を観察する。

ウ 生徒の悩み、保護者の悩みを積極的に受け止める相談体制を作り、教職員と生徒、生徒間の共感的な人間関係づくりに努める。

エ SC（スクールカウンセラー）・SCI（スクールカウンセラーインターン）について、生徒・保護者への周知を徹底する。

オ 生徒の発言や生徒の活動を助けるいじめのない学校づくりを行う。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 道徳の時間や総合的な学習の時間では生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む取り組みを行う。

イ 自主的な生徒会活動を活性化し、生徒自身が誇りをもてる学校づくりに参加する取り組みを行う。

ウ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学習環境、学級づくりを進める。

エ いじめに関する研修を年3回以降実施し、そのうち、1回以上は全教員で「重大事態」の定義及びその解釈に関する内容とし、理解を深める。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

ア いじめ調査のアンケートを年5回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期解決を目指す。

イ 全職員が生徒の変化やサインに敏感になり、声をかけて悩み事や人間関係の把握に努める。

ウ 生徒の変化やサインについての情報を教職員間で共有し、複数の教員で早期に状況の把握に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して組織的に問題の解決に当たる。

ア いじめを発見した際は、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で対応策を考え、役割分担をして対応に当たる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を優先的に考え、いじめている生徒に対して毅然とした態度で指導に当たる。

ウ 「いじめ対策委員会」を核として情報の共有化と指導の一本化を図り、複数教員での指導を基本とし、早期解決を目指す。

エ いじめ相談窓口を、担任、副校長、養護教諭、SCとし、生徒が相談しやすい環境を整える。

4 重大事態への対応

- ア いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ 重大事態発生について、速やかに日野市教育委員会へ報告をする。
- ウ 日野市教育委員会が行う調査に協力する。
- エ 調査の結果については、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。
- オ いじめの重大事態及び、その解釈に関する研修を年1回以上実施する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 生活指導校内委員会

構成員：校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当

活動内容：校内の生活指導に関しての情報交換と生活指導上の課題の検討

開催日程：毎週1回（1時間）時間割に組み込む。

イ 学校いじめ対策委員会

構成員：校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、各学年生活指導担当、
スクールカウンセラー

活動内容：いじめ防止の対策、いじめ認知後の対策検討

開催日時：月1回定期的に開催（必要に応じて委員会を開催する。）

ウ 学校サポートチーム

構成員：校長、副校長、主幹教諭、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭
支援センター、児童相談所、警察

活動内容：学校と連携したいじめ防止の対策助言、いじめ認知後の対策助言

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- イ いじめられている生徒が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ウ いじめの事実を確認した場合は、日野市教育委員会へ報告する。重大事態につながる可能性の事案については、早期に日野市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- エ 保護者やPTA、学校運営連絡協議会等で、いじめ問題やいじめの現状に関する啓発等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- オ 日野市発達・教育支援センターやスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- カ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、警察に相談・通報を行い、警察と連携して適切な指導・援助のもと対応する。
- キ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

7 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、生徒理解		指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4月			集会時の全体指導① 保護者会での「いじめ防止基本方針」の周知	いじめに関する校内研修① 教職員への「いじめ防止基本方針」の周知、重大事態およびその解釈	保護者会で基本方針の周知
5月	アンケート①	面談①	いじめに関する授業①	アンケート結果への対応 定例会いじめ対策委員会①	
6月	アンケート②	S C 面談	ふれあい月間	アンケート結果への対応 定例会いじめ対策委員会② いじめ対応の有効性の検証	
7月			「SOS の出し方」指導	定例会いじめ対策委員会③	
8月		面談②		いじめに関する校内研修②	
9月	アンケート③		集会時の全体指導②	アンケート結果への対応 定例会いじめ対策委員会④	
10月				定例会いじめ対策委員会⑤	
11月	アンケート④		ふれあい月間 いじめに関する授業②	アンケート結果への対応 定例会いじめ対策委員会⑥	
12月		面談③		いじめに関する校内研修③ いじめ対応の有効性の検証 定例会いじめ対策委員会⑦	
1月			集会時の全体指導③	定例会いじめ対策委員会⑧	
2月	アンケート⑤		ふれあい月間 いじめに関する授業③	アンケート結果への対応 定例会いじめ対策委員会⑨	
3月				定例会いじめ対策委員会⑩ 基本方針の見直し	